

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷七十二第

行發日一月一十年三和昭

論 叢

混合勘定に關する一考察 法學博士 上野 道輔

勤勞所得に對する課税 法學博士 神戶 正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて 文學博士 矢野 仁一

租稅負擔及び經費の國際比較 經濟學博士 沙見 三郎

說 苑

重農學派の人口論 法學士 山口 正太郎

明治初年に於ける大阪通商會社 經濟學士 菅野 和太郎

雜 錄

伊太利に於ける貯蓄銀行制度改正について 經濟學士 松岡 孝兒

佐田介石の舶來品排斥ツツ思と運動 經濟學博士 本庄 榮治郎

租税負擔及び經費の國際比較 (下)

沙 見 三 郎

第三 經費の分析

一 租税負擔と經費との關係

凡そ財政に於て租税負擔はそれ自身を切り離して單獨に之を論ずる事が出来るが、更に經費と關連せしめ全般的觀察を遂ぐる事によつて、財政全體に於ける租税負擔の地位が明かとなるのである。思ふに、租税なるものは經費を支辨する爲めに起されたるものであり、又租税を負擔する人も經費の恩惠に浴する人も、等しく市場經濟の構成員なるが故に、租税負擔を研究するには市場經濟の支拂ふ租税と市場經濟の受取る經費とを比較して定めねばならぬ。これ Gerhard Colm が最近財政統計を研究するに際し、特に經費に注目せる所以である。¹⁵⁾

租税が一見輕減せられたりとするも、經費の方面に於て浪費的事業が起れりとなせば、返つて租税負擔は増加したりと云ふ事が出来る。蓋し租税が輕減せられし事は租税負擔の輕減を意味すれ

15) Ein neuer Versuch zur international-vergleichenden Finanzstatistik (Allgemeines Statistisches Archiv. Bd. 17. Heft 1). Die methodischen Grundlagen der international-vergleichenden Finanzstatistik (Weltwirtschaftliches Archiv. 22. Band. Heft 2).

16) Volkswirtschaftliche Theorie der Staatsausgaben. 1927.

ども、同時にその使途宜しきを得ず何等の効用を齎さずとせば、國民經濟全體として見れば負擔の増加を推定せしむるからである。逆に租税が加重せられたりとするも、その經費の使途に根本的整理行はれたりとせば、實質的には租税負擔の輕減ありたりと云ひ得るのである。蓋し租税の増加は即ち負擔の増加であるが、その租税が經費の形に於て市場經濟に復歸し、その循環の經路の間に再生産をなしたりとせば、國民經濟全體の立場に於て租税負擔が輕減せられたりと云ふ事が出来るからである。

かく經費と租税負擔とは密接不離の關係にあるから、租税負擔の研究の前提としては必ず經費を論ずる必要がある。經費を論ずるには先づ經費の内容を分析せねばならぬ。經費の内容の分析は大體次の二つの方法に歸するのである。一は財政内部の間の關係に於ける經費の分析であつて、他は財政と市場經濟との間の關係に於ける經費の分析である。

二 經費の目的

租税其他の収入は、經費を支辨する爲めに起されたるものである。而して經費は國家の各種の目的を達せんが爲めに使用せられてゐる。従つて租税其他の財政収入の形に於て市場經濟より徴收せられたる國民所得は、それぞれの目的の經費として用ひられてゐるのである。

租税として徴收せられし國民所得が國家の絶對必要費に専ら投せられてゐる場合には、絶對必

要費を支辨して餘裕あり而も第二次的經費をも支辨し得る場合に之を比較して、遂に租稅負擔が重いと云はねばならぬ。同じ一割の租稅と云つても、それが國家の生存維持に必要な欠くべからざる方面のみに使用せられてゐるものと、それが國家の存在に必要な經費を支辨し更に他の方面に及んでゐるのによつて、負擔の程度を異にするのである。個人經濟に於て食物費が總經費に占むる割合を算出して Engel は消費の法則を樹立したのであるが、此意味よりして Engel の法則を經費の方面にも適用する事が出来るのである。

國家の目的を標準として、經費を分析するにあたり、普通各省別の分類が行はれてゐる。例へば我國に於て、憲法費(皇室費)、軍備費(陸軍省費、海軍省費)、法務費(外務省費、内務省費、司法省費)、福利費(農林省費、商工省費、逓信省費、鐵道省費)、文化費(文部省費)、財務費(藏省費)と分つが如きが即ち各省別の適例である。然し各省を分つ事は勿論國家の各種目的を達せんとする實質的要求に出てゐるが、一は國家の各種目的を離れて單に行政上の便宜よりして分つ場合も多いから、必ずしも之を以て國家目的に基く經費の分類の標準とするを得ない。故に眞に國家の目的による經費を分類せんとせば、各省の經費を款項目節の細部に渡つて研究し、之を國家の各種目的にあてはめ、内容的に研究する必要がある。而も問題が經費目的の國際比較となること、一層手數がかかるのである。各國は其の行政組織を異にしてゐるから、各省別の形式的分類

を施す事が已に困難である。況んや國家目的に従ひ款項目節を整理して、經費目的の實質的分類を試みる事となる。問題は益々迷宮に入るのである。

獨逸統計局は、非常なる努力の結果、イギリス、フランス、ベルギー、イタリーの四國の經費を其の使用目的別にして世界大戰を中心として其の前後につき算定し、次の數字を得たのである。第六表が其の結果である。尙、單位は百萬「戰前マルク」にして、それ以下は四捨五入してある。

第六表 經費の目的を標準としたる國家經費比較表(百萬「戰前マルク」單位)¹⁷⁾

經費の目的	世界大戰前の歲計				世界大戰後の歲計			
	イギリス	フランス	ベルギー	イタリー	イギリス	フランス	ベルギー	イタリー
	一、元首及び議會に關する經費	六六	七五	五五	七五	六六	八	二
二、法務費	六六	五五	五六	七四	六六	八	二	六
三、内務費	一五	二二	一五	一五	一六	一五	一三	一三
四、外務費	三三	一九	四	三	三	六	四	三
五、植民地費	六	一七	一	三	一五	二六	一	三
a、陸軍、海軍、航空軍	四	一五	一	三	二六	二六	一	三
b、文政	二	三	一	一	二六	二六	一	三
c、其他	二〇	九	一	一	一六	一六	一	三
六、國防費	一、四九	一、七六	九七	一、九三	一、五九	九六	一〇三	一〇三
七、財務費	七九	九三	一四	四九	九六	三〇	三〇	三〇
a、關稅及び内國稅	九四	二二	一七	七九	一三	一三	一三	一三

17) Statistisches Reichsamt ; Die Staatsausgaben von Grossbritannien, Frankreich, Belgien und Italien. S. 109-426. Ein neuer Versuch zur international-vergleichenden Finanzstatistik (Allgemeines Statistisches Archiv. Bd. 17. Heft 1).

經費の目的	世界大戰前の歲計				世界大戰後の歲計			
	イギリス	フランス	ベルギー	イタリー	イギリス	フランス	ベルギー	イタリー
b、公債	500	775	216	663	433	276	271	777
1、利拂	104	79	106	101	144	176	110	66
2、償還	103	79	13	18	54	276	24	14
3、其他	4	1	1	3	36	1	3	7
c、貨幣	3	10	1	1	4	4	1	1
d、其他	13	10	6	37	33	19	4	3
八、文化費	43	38	46	23	33	59	3	3
九、宗教費	1	6	7	17	1	8	3	3
十、社會費	30	101	24	26	64	34	4	8
十一、產業費	7	33	3	101	101	23	7	13
十二、農業	9	7	5	9	7	15	1	4
a、商業	8	5	2	9	1	6	1	1
b、商工業	1	37	2	1	18	1	1	1
c、交通業	1	30	2	1	208	35	5	16
1、商船	1	60	1	20	6	18	1	31
2、私設鐵道	1	13	1	1	1	90	1	3
3、私設航空	1	1	1	1	1	2	1	1
4、公設交通	1	110	1	72	190	95	5	10
5、其他	1	1	1	5	7	3	1	2
d、其他	1	1	1	4	1	7	1	5
三、國家企業	1	101	5	2	1	50	7	3

凡そ財政が其自身單獨に存在し得ない事は、租税其の他の財政收入が市場經濟より徴收せらるゝ事實を見れば明かであらう。更に經費について考ふるに、各種の目的を有する經費の少くとも或部分は、何等かの形に於て再び市場經濟に復歸するのである。故に問題を單に財政内部に限らずして、國民經濟全體の立場よりして經費の作用を觀察する事によつて始めて經費と市場經濟との關係が明かとなるのである。かくて經費の様式により分類を施す事が、此の問題を解決する所以である。

國家經費は國家收入より之を支辨し、國家收入は租税其の他の財政收入の形に於て、市場經濟より國民所得を徴收した結果である。市場經濟より見れば國家收入はマイナスである。然し經費の支出は、其の様式如何によつて市場經濟のプラスを伴ふ場合と、しからざる場合とに分れるのである。經費を分ちて、Pigou が transfer expenditure と real or exhaustive expenditure との二つ¹⁸⁾ Colm が Einkommensverschiebung と Einkommensbeanspruchung とを區別せるは、經費の支出が市場經濟にプラスを伴ふや否やを標準としたる分類である。國民經濟全體として經費の様式を考察するには此點を重視せねばならぬ。

此等の諸點を考察して、獨逸の統計局は經費を大別して、一は國家それ自身が直接に經費を使用する場合と、二は國家が單に貨幣額を市場經濟の構成員に渡すに止まる場合との二つにしてゐ

18) Public Finance, page 19-23.

19) Volkswirtschaftliche Theorie der Staatsausgaben, S. 72-83.

る。前者は國民所得の徴收 (Einkommensbeanspruchung) であつて、國民所得の移轉 (Einkommensverschiebung) として問題となるのは後者である。國民所得の徴收は人件費と物件費との二に分れ、國民所得の移轉は公債の元利支拂・年金、扶助料、補助金、地方交付金よりなつてゐる、只公債の元利支拂の中で外債の利拂及び償還は國民所得を國民經濟の埒外に持ち去るものなるが故に、内債の場合が「國民所得の移轉」なると異り、寧ろ「國民所得の徴收」に屬すべきものである。

第七表は、様式による經費の分類である。第六表と同じく、獨逸統計局の調査にかゝり、イギリス、フランス、ベルギー、イタリアの歳計を分析したものである。第六表の目的別を歳計の横断面とせば、第六表の様式別は歳計の縦断面を示してゐる。

第七表 經費の種類を標準としたる國家經費比較表(百萬「戦前マルク」單位)²⁰⁾

經費の種類	世界大戦前の歳計				世界大戦後の歳計			
	イギリス	フランス	ベルギー	イタリア	イギリス	フランス	ベルギー	イタリア
一、固有の國家行政費	一、六〇七	二、五〇〇	二〇五	九五	二、六四〇	二、四九〇	一、五三	一、〇二
a、人件費	一、〇三二	一、一七〇	二九	四九	一、三三三	一、一九四	一、二六	五〇四
b、物件費	八七五	一、三三〇	八六	五〇	一、〇四三	一、三三	二七	五八
二、公債の利拂及び償還費 (戦争關係を除く)	五五六	七七	二七	三五九	三七六六	二、三三四	一〇四	七五
三、年金及び扶助料	三〇四	一九	三	一八	一、三四	八五	三五	二四

20) Statistisches Reichsamt; a. a. O. S. 429-438.

經費の種類	世界大戰前の歲計				世界大戰後の歲計			
	イギリス	フランス	ベルギー	イタリー	イギリス	フランス	ベルギー	イタリー
a、戦争年金及び戦争扶助料	—	—	—	—	五六	—	—	—
b、天災救済	—	—	—	—	—	—	—	—
c、社会的扶助料	二九	一九三	—	八	七〇	二四	—	—
d、其他	五	七	—	一〇	一七	三六	—	—
四、補助金	一三	一〇三	—	二二	八四	九三	—	—
a、産業	七	一〇三	—	九	二四	三三	—	—
b、復興事業	—	—	—	—	六	七九	—	—
c、學校、研究所、教會	二二	四	—	二五	五	二	—	—
d、其他	四	—	—	二	三	二	—	—
五、國家企業への支出金	一九	一〇三	—	—	一九	五〇	—	—
六、交付金	—	—	—	—	—	—	—	—
a、地方團體交付金	五三	九	—	二六	一、三三	四七	—	—
b、植民地交付金	—	—	—	—	—	—	—	—
七、外債の利拂及び償還費	—	—	—	—	五〇	五九	—	—
經費總計	三、四六	三、八六	二、九四	一、五三	九、四〇	七、〇五	八、六四	二、三六

租税負擔として市場經濟より徴收せられし國民所得の中、或部分は國家の行動となりて固有の國家行政費に消費せられるのであるが、他の部分は公債の元利支拂金、年金、補助金、交付金の形に於て再び市場經濟に復歸する事となるのである。公債元利支拂金は公債所有者のプラスとな

り、年金は年金受領者の所得を増し、補助金の或部分は營利會社の收入を構成し、更に交付金は地方公共團體の歳入の一部をなすのである。勿論、市場經濟より徴收せし租税が經費として再び市場經濟に復歸する場合に、租税を徴收せられし人と、その經費を受取る人とは必ずしも同一人ではない。又假に同一人であつたとしても失ふ租税と受取る經費とは必ずしも同一額ではない。然し國民經濟全體として觀察すれば、要するに——市場經濟より財政へ、財政より市場經濟への——國民所得の循環に過ぎない。従つて租税負擔の割合が同一であつても、國民所得の移轉の場合は國民所得の徴收の場合よりも市場經濟の苦痛が少しと云はねばならぬ。此意味に於て、單に經費の目的に止まらず、更に經費の様式を研究する必要があるのである。

第四 國際財政統計

一 租税負擔統計と經費統計

租税負擔の問題が單に學者の興味をそゝるに止まらず、實際上にも重要となつて來た事は、ベルサイユ條約第二百三十三條及び第二附屬書十二で明かである。而もベルサイユ條約のこの規定はドーズ案として専門家委員會に更に確認せられたのである。専門家委員會報告第一部第八章b)及び第二部第二章a)に現はれたる「各國租税負擔の均等」(Gleichmässigkeit der Steuerlasten)の思想は、租税負擔の國際比較が如何に重要な實際問題となつてゐるか云ふ事を示してゐる。

第八表に於て注目すべきは、三に「私人に對する國家經費の支出」を算定した點と六に「市場經濟の最低必要費」を計上した事とである。「私人に對する國家經費の支出」は、租税として徴收したる國民所得が經費として再び私人の手に入るのであるから、所謂國民所得の移轉(Einkommensverschiebung)に屬するものであつて、經費統計に於ては特に之を考慮せねばならぬ。「市場經濟の最低必要費」は、理論的に考へ得るのみであつて實際的には依るべき數字が欠けてゐるので、第八表では疑問？の儘で殘して置いたのである。結局「市場經濟の自由を利用し得べき國民所得」は、次の如き計算方法により之を求める事が出来るのである。

市場經濟の自由を利用し得べき國民所得 = (國民所得 + 私人に對する國家經費の支出)

— (國家經費總額 + 市場經濟の最低必要費)

第八表は「市場經濟の自由を利用し得べき國民所得」の人口一人當り金額をイギリス、フランス、ベルギー、イタリアについて調査し、戰前戰後の數字を比較したのであるが、重心を經費の方面に置いてゐるから、租税負擔の問題の解決には完全なる材料なりと云ひ得ないのである。然し財政統計の達し得べき範圍を充分に擴張してゐる所に、學問的意義が存してゐる。

二 國際財政統計研究の困難

財政統計の研究資料としては、通常は歳計が用ひられてゐる。而して第一に同一國の歳計を各時期にわたり比較し、第二に同一時期の歳計を各國につき比較し、最後に各國の歳計の各時期に於ける發達を比較する事によつて、國際財政統計研究の目的を始めて達する事が出来るのである。従つて各國の歳計の研究が纏て國際財政統計を調査する前提條件となるのである。

然るに歳計の内容なるものは、國により異り又同一國內にありても時代により變動を生じ比較研究には極めて不適當なるものである。會計年度、一般會計と特別會計との區分、總額豫算と純額豫算との區別、款項目節の分類の様式等に於て各國歳計は形式を異にしてゐる。又最近に於て地方財政が發達しそれが國家財政、市場經濟、國民經濟に及ぼす影響を無視するを得ないのであるが、地方歳計を考慮する事となると益々問題が複雑となるのである。此等の歳計の異なる形式を統一して一定の方式 (Einheitschema) にまとめざる事は國際財政統計の研究には必要なる前提條件であるが、同時に非常に困難なる事業である。此方面に於ては獨逸學者が相應熟練した腕を有してゐる、これ獨逸に於ては、世界大戰前に已に各支分國の異なる歳計を統一して一つの纏つた獨逸國歳計を作製する必要があつたからである。假に、各國の歳計を一定の方式に統一し得たりとするも、各國歳計の意味が實質的に異つてゐるのを如何に整理すべきやの問題が起つて來る。蓋し中央集權の國あり地方分權の國あり、國家の職分大なる國と自由主義の國との別あり、農業國

と商工業國との差あり、かゝる政治經濟事情の相異は歲計の上にも大なる影響を與ふるが故に、これ亦國際財政統計の研究に際し是非共顧慮すべき方面である。

思ふに諸國の歲計なるものは歴史的政治的の産物であつて、決して理論的合理的に構成せられたるものでない。従つて諸國の歲計を基礎として國際財政統計を作製するに當つては、形式上に實質上に種々の困難を伴ふのである。而して此困難は國により時代により其程度を異にしてゐる。イギリス、フランス、ベルギー、イタリーの四國につき、世界大戰の前後にわたり、獨逸統計局が研究した所によつても、此間の消息は明かになるのである。

三 財政統計の進歩

財政統計と云つても、單に國家行政の一部門としての財政を統計的に研究するものと、更に進んで財政と市場經濟との關係を見、財政を國民經濟全體と關連せしめて之に統計的研究を加へる場合との二種がある。從來の財政統計は寧ろ前者の狹義の財政統計に問題を限局してゐたのであつた。然るに國家の行動範圍が擴大すると共に、財政が市場經濟に介入する程度が増し、財政の國民經濟に占むる位置が重要となるに従ひ、從來の研究に満足する事が出来なくなつた。茲に一歩を進めて、財政と市場經濟との關係、財政と國民經濟との關係に統計的研究を及ぼす點に、將來の財政統計の使命を發見するのである。

現にベルサイユ條約の賠償金決定方法の精神をドーゾ案が採用し、其結果として獨逸の賠償金の支拂金額を次の繁榮指數に關連せしめ決定せんとしてゐる。

一、輸出入總額 (die Gesamtsumme der deutschen Ein- und Ausfuhr zusammengekommen)

二、獨逸國、プロシヤ、サクセン、バイエルンの歲入歲出 (Einnahmen und Ausgaben des gesamten Staateshaushalles zusammengekommen, einschließlich derjenigen der Staaten Preussen, Sachsen und Bayern)

三、鐵道輸送貨物重量 (Eisenbahnverkehr, statistisch festgestellt und der beförderten Gewichtsmenge)

四、砂糖、煙草、麥酒、火酒の消費金額 (der Gesamtgeldwert des Verbrauches an Zucker, Tabak, Bier und Alkohol in Deutschland)

五、人口現在數 (die Gesamtbevölkerung Deutschlands, berechnet nach den letzten verfügbaren Volkszählungsdaten, Geburts- und Todesstatistiken und Auswandererlisten)

六、人口一人當り石炭消費量 (der Verbrauch an Kohle pro Kopf.)

獨逸の賠償金の支拂能力を決定する基礎數字たる繁榮指數を算出するに當り、單純なる租税負擔の數字を離れて、人口、財政、流通經濟、消費經濟の全般を通じ觀察せんとしてゐる點は、注目に値するのである。これ將來の財政統計の發達の趨勢を暗示するものと云ふ事が出来る。

財政學の研究を經濟學の他の部門より遊離してそれ自身單獨に研究する事も一案である。然し國家の職分の増大の結果財政が異常に發達し、財政と市場經濟とが到る所に交錯し互に影響を與へ合ふてゐるのが現實の國民經濟の状態である。故に、財政を研究するに當つても、單に財政それ自身のみならず、財政が國民經濟現象として市場經濟に對して如何なる位置を占むるかを研究する必要が存してゐる。而して、租税負擔及び經費の國際比較なる現實問題に於て、この事實が最も明かに示されてゐるのである。